数値予報モデル開発懇談会運営要領

平成29年6月1日制定

気象庁は、数値予報モデル開発に関する現業と研究の知見を結集し、現業気象予報 の精度向上に資することを目的として、下記により数値予報モデル開発懇談会(以下 「懇談会」という。)を開催する。

記

(任務)

- 1 懇談会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 現業数値予報モデルの開発に関する計画、進捗及び検証の技術的な検討
 - (2) 現業数値予報モデルの出力データの研究での利活用に関する検討
- (3) 気象庁と大学・研究機関相互の研究開発課題の創出に資する検討 (構成)
- 2 懇談会は、大学や研究機関等の専門家を委員として、最大 15 名程度で構成する。 (委嘱及び任期)
- 3 委員は、気象庁長官が委嘱する。任期は、原則として 2 年以内とする。ただし、 再任は妨げない。

(会長)

- 4 懇談会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。
- 5 会長は、懇談会の議事運営を行う。

(招集)

- 6 懇談会は、会長の要請に基づいて気象庁長官が招集する。
- 7 会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものの参加を求めることができる。

(庶務)

8 懇談会の庶務は総務部企画課が処理する。

(細目的事項)

9 この要領に定めるもののほか、懇談会の議事運営に関わる事項は、会長の同意を得て総務部参事官が定める。

(付則)

本運営要領は、平成29年6月1日から実施する。